

三島村準住民割引カード等の交付事務に関する要領

1 三島村準住民割引カード・三島村準住民割引運賃許可書の目的

三島村準住民割引カード（以下「準住民カード」という。）及び三島村準住民割引運賃許可書（以下「準住民許可書」という。）は、三島村が特定有人国境離島地域における「航路・航空路運賃低廉化事業」において住民並みに運賃等を低廉化する者に係る基準を定め、運賃を購入する資格を有する対象者であることを証明するために発行するものである。

2 交付対象者

- (1) 三島村の住民が扶養し、島外に居住している 18 歳以下の児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という。）
- (2) 竹林オーナーとして登録している者（以下「竹林オーナー」という。）
- (3) ジャンベ留学生
- (4) しおかぜ留学生の保護者、兄弟姉妹及びしおかぜ留学生として転学を希望する旨、役場に申出があり、事前に見学を行う者（保護者、兄弟姉妹含む。）（以下「しおかぜ留学生の保護者等」という。）
- (5) 三島村定住促進対策事業による定住申込をしている者及びその家族（以下「定住希望者等」という。）

3 準住民カード・準住民許可書の発行手続きについて

- (1) 2(1)、(2)、(3)に規定する対象者について、準住民カードの交付を新たに受けようとする者は、準住民カード交付申請書（別記第1号様式）に所要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。
- (2) 2(4)、(5)に規定する対象者について、準住民許可書の交付を新たに受けようとする者は、準住民許可書交付申請書（別記第2号様式）に所要事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。
- (3) 準住民カード・準住民許可書の交付申請書を提出する際に、申請者は以下に定める書類等を添付しなければならない。

区 分	発行書類	添付書類
児童・生徒等	準住民カード	①写真(3ヶ月以内に撮影した顔写真で大きさが縦3cm、横2.5cmのもの) ②住民票・健康保険証または運転免許証等住所等確認できるもの ③児童・生徒等の場合、在学証明書及び扶養者の住所等が確認できるもの
竹林オーナー		
ジャンベ留学生		
しおかぜ留学生の保護者等	準住民許可書	①住民票、健康保険証または運転免許証等住所確認できるもの
定住希望者等		

- (4) 申請は、原則として申請者本人が行わなければならない。ただし申請者本人が行うことができない特別な事由がある場合、申請者は親族またはこれに類する者（以下「代理人」という。）に委任して準住民カード及び準住民許可書の交付申請を行うことができる。この場合、代理人は委任状（別記第 3 号様式）を提出しなければならない。
- (5) 申請書が提出された場合は、次に掲げる事項を確認したうえで受理するものとし、記載誤り及び記載漏れ等がある場合はその補正を求めるものとする。
 - (ア) 申請書に必要な事項が記載されているか。
 - (イ) 申請書の対象区分は、正しく記載されているか。
 - (ウ) 準住民カード・準住民許可書の交付を受ける者の住所、氏名及び生年月日は、住民票等の住所、氏名及び生年月日と一致しているか。
- (6) 次の場合は申請書を受理してはならない。
 - (ア) 申請者が申請書の補正に応じないとき。
 - (イ) 申請に必要な書類が添付されないとき。
 - (ウ) 更新及び再発行の場合において、現在所持している準住民カードまたは準住民許可書を返却しないとき。ただし、紛失等により返却することができない特別な事由がある場合はこの限りではない。

4 準住民カード・準住民許可書の作成について

- (1) 準住民カード・準住民許可書の作成は、定住促進課が行うものとする。
- (2) 準住民カードは、カード番号、氏名、住所、有効期限、発行年月日を記入し作成する（別記第 4 号様式）。
- (3) 準住民許可書は、住所、氏名、生年月日、有効期間及び代表者以外の利用者（氏名、生年月日、続柄）を記入し作成する（別記第 5 号様式）。
- (4) 有効期限
次の区分により記載すること。

区分	有効期限
児童・生徒等	発行日から本人が 19 歳を迎える前日 (生年月日の前日)
竹林オーナー	発行日から発行日の年度末 (3 月 31 日)
ジャンベ留学生	
しおかぜ留学生の保護者等	随時設定
定住希望者等	

- (5) 交付年月日
交付年月日は、申請書を正式に受理した日とする。
- (6) 再発行については、準住民カード交付申請書、準住民許可書交付申請書に必要な事項を記載し、三島村長へ提出するものとする。また、更新並びに破損、汚

損、記載事項の変更による場合は、現在所持している準住民カードまたは準住民許可書を添付しなければならない。

(ア) 紛失

準住民カード紛失の場合、新たなカード番号とする。(紛失により再発行を受けた者が、後日カードを発見した場合には、紛失していたカードの返却を求める。)

(イ) 破損、汚損、記載事項変更等

準住民カード破損、汚損もしくは記載事項変更等の場合、申請者が返却するカードを確認のうえ、従前のカード番号を記入。

(ウ) 更新

準住民カード更新の場合、申請者が返却するカードを確認のうえ、従前のカード番号を記入する。

(7) 準住民カードの有効期間満了等により申請者本人が資格を失った場合には、速やかに定住促進課へ返却するものとする。ただし、紛失等により返却することができない特別な事由がある場合はこの限りではない。

5 申請書の管理及び保存について

(1) 申請書及び添付書類を綴り管理する。

(2) 交付関係書類は5年間保存するものとする。

第1号様式

三島村準住民カード交付申請書

三島村長 殿

下記により、三島村準住民カードの交付を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

住 所			
	電話番号 — —		
ふりがな			性 別 男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	発行区分	新規・再発行・更新
対象区分	①島外に居住している18歳以下の児童・生徒等 ②竹林オーナー ③ジャンベ留学生		
(代理人申請の場合は記入してください。)			
代理人住所			電話番号
代理人氏名			申請者との関係

市町村が記入

カード番号		発行年月日	平成 年 月 日
確認書類		有効期限	平成 年 月 日

- 1 申請には、3ヶ月以内に撮影した写真（上半身 縦3cm 横2.5cm）、住民票及び健康保険証または免許証等住所等を確認する書類が必要です。
- 2 対象区分が①の場合、在学証明書（または学生証）及び扶養者の住所等が確認できる書類が必要です。
- 3 特段の理由により申請者本人が申請できず、代理人により申請する場合、委任状が必要です。
- 4 更新及び破損、汚損、記載事項変更等による再発行の場合は、現在所持されている準住民カードを返却してください。
- 5 紛失による再発行の場合で、後日準住民カードを発見した場合は、速やかに返却してください。

第2号様式

三島村準住民許可書交付申請書

三島村長 殿

下記により、三島村準住民許可書の交付を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

住 所			
	電話番号 — —		
ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日(歳)	発行区分	新規・再発行・更新
対象区分	④しおかぜ留学生の保護者等 ⑤定住希望者等		

代表者以外の利用者について記入してください。

ふりがな 氏 名	生年月日	代表者との続柄
	年 月 日(歳)	
	年 月 日(歳)	
	年 月 日(歳)	
	年 月 日(歳)	
	年 月 日(歳)	
	年 月 日(歳)	

- 1 申請には、住民票及び健康保険証または免許証等住所等を確認する書類が必要です。
- 2 紛失による再発行の場合で、後日準住民許可書を発見した場合は、速やかに返却してください。

第3号様式

委 任 状

三島村長 殿

平成 年 月 日

委任者（準住民カードの交付を受けようとする者）

住 所				
氏 名				印
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日生

私は、次の者を代理人と定め、三島村準住民カード・三島村準住民許可書の交付申請について委任します。

代理人（実際に窓口申請に来た者）

住 所				
氏 名				印
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日生

第4号様式

写 真	三 島 村 準 住 民 カ ー ド			
	[] [] [] [] [] [] [] []			
	氏 名 _____			
	住 所 _____			
	有効期限 平成 年 月 日			
標記の者は、三島村準住民割引の対象であることを証明する。				
平成 年 月 日				
三 島 村 長				

(裏面)

1 本証は、記入人本人が下記の適用対象航路・航空路を利用する場合のみ有効

航路	鹿児島港	~	竹島港
			硫黄島港
			黒島大里港
			黒島片泊港
航空路	鹿児島空港	~	薩摩硫黄島飛行場

2 準住民割引は、他の割引制度と重複して利用することはできません。

3 乗船等手続き時に本証の提示なき場合は、準住民割引による切符の購入はできません。

4 本証の破損、汚損または表記事項の変更が生じた場合は、速やかに三島村定住促進課へ届け出てください。

5 有効期間満了等により記入人本人が資格を失った場合には、速やかに三島村定住促進課へ返納してください。

